

西宮市都市交通会議財務規程

平成25年1月26日制定

沿革

- 令和元年 5月20日 [1]
- 令和3年 4月 1日 [2]
- 令和5年 3月 1日 [3]
- 令和6年 1月15日 [4]
- 令和6年 4月 1日 [5]

(趣旨)

第1条 この規程は、西宮市都市交通会議規約（以下「規約」という。）第13条の規定に基づき、西宮市都市交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。[1]

(予算) [4]

第2条 交通会議の予算は、国からの補助金、西宮市からの負担金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

- 2 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、交通会議に諮るものとする。
- 3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(予算の補正) [4]

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに交通会議に諮るものとする。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

- 2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。
- 3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、西宮市の例によるものとする。

- 2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直後の交通会議に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 事務局長は、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。[2]

- 2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通会議現金取扱員) [2]

第7条 事務局長は、交通会議の事務局員のうちから交通会議現金取扱員を命ずることができる。[2]

2 交通会議現金取扱員は、事務局長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務を補助する。[2]

(収入及び支出の手続)

第8条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、西宮市の例により行うものとする。

2 事務局長は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。[2]

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(出納の閉鎖)

第9条 交通会議の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。[3]

(決算等)

第10条 会長は、毎会計年度に対応した出納の閉鎖後、遅滞なく、交通会議の決算を調製し、次の通常予算を審議する時までに交通会議の承認を得るものとする。
[3]

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第8条第5項の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。[1]

3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに西宮市長に送付しなければならない。

(市負担金の請求) [4]

第11条 会長は、第2条第2項の規定により調製した予算及び第3条第1項の規定により調製した補正予算が交通会議の承認を得たときは、当該歳出予算の範囲内において、西宮市長へ規約第12条に規定する市負担金を請求することができる。[4]

2 前項の規定による請求を行う場合、会長は当該予算書の写しを添えなければならない。[4]

(市負担金の精算) [4]

第12条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく当該年度の予算に係る収入及び支出の実績を西宮市長へ報告するとともに、収入された市負担金の額と、支出額から市負担金を除く収入の額を減じた額との間に差が生じた場合は、当該年度の翌年度5月31日までに、西宮市長へ当該差額を返還しなければならない。[4]

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金の取扱い) [5]

第13条 国からの補助金のうち、交通会議が地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下「補助金交付要綱」という。)に基づく補助金の交付決定を受け、当該補助金を収入した場合は、会長は、当該補助金の補助対象事業に要する費

用を負担する交通会議の委員からの請求に基づき、当該補助金を支出するものとする。[5]

2 前項の規定による委員への支出の額は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の定めるところによる。[5]

(委任) [4]

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附 則)

この規程は、平成25年1月26日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和元年 5月20日から実施する。[1]

(附 則)

この規程は、令和3年 4月 1日から実施する。[2]

(附 則)

この規程は、令和5年 3月 1日から実施する。[3]

(附 則)

1 この規程は、令和6年 1月15日から実施する。[4]

2 この規程の実施の日に現に西宮市から交通会議に交付されている金銭は、規約及びこの規程に定める市負担金とみなす。[4]

(附 則)

この規程は、令和6年 4月 1日から実施する。[5]

別表第1（第4条関係）
歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2（第4条関係）
歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費